

女性就業支援センター関係事業の業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問と回答

事業名	質問	回答
共通	委託費の支払いについて、毎月払いという認識で宜しいでしょうか。	委託料の支払いは毎月払いではなく、事業完了後一括でのお支払いとなります。ただし、委託業務を実施するため必要があると認められるときは、事業完了前に契約額の一部を概算払とすることができます。
共通	再委託が可能でしょうか。また再委託にあたり線引きはありますでしょうか。	再委託は原則として禁止です。ただし、業務の中心的な部分（企画や進捗管理等）以外の業務であらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではありません。
働きたいママ発掘事業	仕様書3について 200件の目標に関しては達成必須でしょうか。また、未達の場合はペナルティの発生はありますでしょうか。	未達の場合のペナルティはございませんが、達成目標として掲げております。
働きたいママ発掘事業	仕様書4(1)-①について 参加女性と随時連絡できる体制の確立と記載がありますが、teamsのようなシステムの連絡方法か、女性と連絡が取れる事ができればメールや電話でも可なのか、どのようなイメージでしょうか。	子育て中のママの登録者が多く、子連れ参加が困難なため、Teamsをはじめ、chatworkやLineなどを使用したオンラインでのやりとりがメインとなります。
働きたいママ発掘事業	仕様書4(1)-②について 説明会について、最低参加人数の規定はありますでしょうか。	最低参加人数の規定はございませんが、本事業が未就業者の発掘を目的としている以上、直近実績以上を期待しています。(実績 2019年度 86人、2020年度65人)
働きたいママ発掘事業	仕様書4(2)について 業務を実施する女性は無償での業務実施となりますか。	無償ではなく、有償となります。仕事内容ごとの単価設定に基づき本人に支払い願います。
働きたいママ発掘事業	仕様書4(2)について 業務を実施する女性の目標数はありますでしょうか。	目標数は仕様書「3 目標」に記載されている、無職女性の数延べ200件です。ただし、特定の登録者に集中することがないよう考慮願います。
6 / 1 1 追加	働きたいママ発掘事業	仕様書4業務内容(1)の①「本事業に参加する女性の情報を登録」に関して、前年度の仕様書では就業希望者は女性就業支援センターの登録を行うとなっていたが、今年度の事業の「登録」はどのようなものか。
6 / 1 1 追加	働きたいママ発掘事業	仕様書4業務内容(1)の①「業務の情報及びセンターからの案内等を適切に管理・発信すること」に関して、受託者が確立した連絡体制で発信する業務の情報とは業務の募集も含まれるか。
6 / 1 1 追加	働きたいママ発掘事業	仕様書4業務内容(3)(4)(5)にて、進捗報告・センターとの情報共有に関する記載はあるが、報告に関する具体的な提出物はあるのか。また、事業終了時の報告書や報告に関する提出物はどうなものか。併せて、4(2)①で「(なお、企業と女性双方の合意があれば、企業と女性間での契約を手助けしても差し支えない)」との記載があるが、このケースの具体的な報告書類及び報告内容はどのような内容を想定しているのか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	仕様書4(2)-①③について 集合研修に関してもオンラインでの対応は可能ですか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	仕様書4(2)-②について スキルトレーニングの期間が3か月程度と記載があるが1人当たり最低参加回数などの決まりはありますでしょうか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	仕様書4(2)-④について 業務を実施する女性の目標数はありますでしょうか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	事業において、①働きたいママ応援事業との連携はありますか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	企画費、イベント運営費は対象経費に含まれますか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	対象経費の人件費の算出方法は定められたものでしょうか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	参加者募集チラシなどの制作は業務に含まれますか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	実践機会の提供の報酬部分について、企業側が負担して報酬を出すことは可能でしょうか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	セミナーにかかる経費のうち一部を参加者に負担を求めることは可能でしょうか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	仕様書4業務内容(2)について、前年度の仕様書では、受講者はセンター登録者のなかから募集とあるが、今年度の事業ではセンターの登録の有職・無職等の応募者の条件はあるのか。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	仕様書4業務内容(2)④実践機会の提供に関して、「トレーニング修了者に課題」とあるが、トレーニング受講を終えた時点で修了なのか、それとも実践機会(業務請負3ヶ月)の課題の提出(請負業務終了)までをトレーニングと捉えるのか。また、課題は受講者にとって必須か。
6 / 1 1 追加	女性の多様な働き方支援事業	仕様書4業務内容(2)④エ「業務請負に対するトレーニング修了者に対する報酬は無償とする」とあるが、仕様書4業務内容(2)④イで言う業務請負の業務を委託者が企業から受託し、その業務をトレーニング修了者に行わせ、その報酬は無償で行いなさい。と言う理解でよいのか。
		委託料の支払いは毎月払いではなく、事業完了後一括でのお支払いとなります。ただし、委託業務を実施するため必要があると認められるときは、事業完了前に契約額の一部を概算払とすることができます。
		再委託は原則として禁止です。ただし、業務の中心的な部分（企画や進捗管理等）以外の業務であらかじめ書面による承認を受けたときは、この限りではありません。
		未達の場合のペナルティはございませんが、達成目標として掲げております。
		子育て中のママの登録者が多く、子連れ参加が困難なため、Teamsをはじめ、chatworkやLineなどを使用したオンラインでのやりとりがメインとなります。
		最低参加人数の規定はございませんが、本事業が未就業者の発掘を目的としている以上、直近実績以上を期待しています。(実績 2019年度 86人、2020年度65人)
		無償ではなく、有償となります。仕事内容ごとの単価設定に基づき本人に支払い願います。
		目標数は仕様書「3 目標」に記載されている、無職女性の数延べ200件です。ただし、特定の登録者に集中することがないよう考慮願います。
		前年度同様、「女性就業支援センターへの登録」が前提です。
		業務の情報等とは、業務の募集～募集結果～契約締結～報酬支払にかかる一切の情報管理を含みます。
		(3)(4)の回答として 特に所定のフォームはございません。 具体的には、業務の進捗状態がわかる報告書を受託者とセンター間で打ち合わせの上、提出願います。事業終了時の報告書についても上記同様、実績報告、事業費精算内訳がわかるものを提出願います。 (5)継続した実施体制の報告書 4(2)① 仕事によっては様々な契約が想定されますので、雇用契約書、労働条件通知書、業務委託契約書、家内労働手帳等、法的契約書類の取り受けについて報告願います。
		オンライン対応可能です。(復習のための動画視聴も含めて)
		原則全て参加(動画視聴も含めて)を基準として、一定のスキルの習得を目指します。
		目標は、研修参加者全員とします。
		直接的な連携はございませんが、②の女性の多様な働き方支援事業を受講し、ステップアップされる際に、働きたいママ応援事業にも参加されるという好循環があれば事業効果といえると思います。また、働きたいママ事業に参加されている方で、研修をされた方は、多様な働き方支援事業へ紹介させていただくことになると思います。
		はい、含まれます。以下、ご計上いただけます業務に要する経費となります。(仕様書のとおり) ・運営経費(外部講師謝礼、セミナー会場費、機器使用料、教材費等を含む) ・受講者募集並びに業務外注企業の開拓に要する費用、営業旅費、広告費、印刷費、通信費、消耗品費等 ・その他、本業務を実施するために必要な経費
		特に定められたものは、ありません。
		業務に含まれますので、ご計上いただいて、構いません。また、参加者を募集していただくための宣伝広告等をしていただくことも可能です。
		基本的には、インターンのかたちになりますので、報酬をご提供いただくことはご遠慮ください。ただ、参加者へのアドバイスや意識向上となるような報酬以外のインセンティブをお願いいたします。
		セミナーにかかる経費については、基本的に無償でお願いします。ただし、システム利用料等、個人にかかる費用について廉価なものについては、ご負担いただくことも可能です。基本的には、1回1,000円以下となるかと思います。
		前年度同様、センター登録者を対象とします。ただし、有職・無職等の応募条件はございません。
		原則、トレーニング受講を終え実践機会を受講することが最終目標です。
		本事業の受託者は、企業より業務を請負し、その業務をトレーニング修了者に課題として経験させることが目的であり無報酬としています。

女性就業支援センター関係事業の業務委託に係る公募型プロポーザルに関する質問と回答

事業名	質問	回答
6 / 1 1 追加	<p>女性の多様な働き方支援事業</p> <p>仕様書4業務内容(2)④エ「課題として業務を実施するため無償である旨を周知する」に関して、周知する為の同意書等は県と参加者との間で締結し、委託者はその同意書締結の補助をすと言う認識でよいか。併せて、報酬が発生しないことに関するすべてのトラブルは、同意書を締結した県で対応すると言う認識でよいか。</p>	<p>本セミナーの募集時において、業務の疑似体験はあくまでトレーニング課題(無報酬)として案内するため、トラブル等の想定はしておらず同意書の取り受けについては不要と考えております。(なお、受託者と企業との間の業務請負にかかる契約内容や出来上りに関するトラブルに関しては、トレーニング修了者とは一切関係なく、受託者において対応いただくこととなります。)</p>
	<p>女性の多様な働き方支援事業</p> <p>仕様書6センターへの報告(2)に各月の報告に関する記載があるが、事業終了時の報告書や報告に関する提出物はどのようなものか。</p>	<p>事業終了時の報告書は、毎月報告のまとめとして、トータルの実績、事業費精算内訳がわかるものを提出願います。</p>